皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の熊本県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　十月二十六日

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

熊本空港御着

熊本県農業研究センター

国立療養所菊池恵楓園

お泊所　ホテル日航熊本

第二日　十月二十七日

熊本県立劇場（式典会場）

熊本駅御発

新水俣駅御着

水俣病慰霊の碑

熊本県環境センター

エコパーク水俣（放流会場）

熊本県環境センター

水俣市立水俣病資料館

熊本県環境センター

新水俣駅御発

熊本駅御着

お泊所　ホテル日航熊本

第三日　十月二十八日

熊本城

桜の馬場城彩苑

熊本県庁

熊本空港御発　特別機

東京国際空港御着

還幸啓

天候不良等の場合

第一日十月二十六日特別機が飛行延期の場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

熊本空港御着

国立療養所菊池恵楓園

お泊所　ホテル日航熊本

第一日十月二十六日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌二十七日とし、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

皇居（乾門）御出門

東京国際空港御発　特別機

熊本空港御着

熊本駅御発

新水俣駅御着

水俣病慰霊の碑

熊本県環境センター

エコパーク水俣（放流会場）

熊本県環境センター

水俣市立水俣病資料館

熊本県環境センター

新水俣駅御発

熊本駅御着

お泊所　ホテル日航熊本

第二日十月二十七日第三十三回全国豊かな海づくり大会のうち、海上歓迎行事及び御放流が全部中止となる場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

水俣病慰霊の碑まで第二日の御日程に同じ。

熊本県環境センター

水俣市立水俣病資料館

熊本県環境センター

新水俣駅御発

熊本駅御着

お泊所　ホテル日航熊本

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月二十二日午前十時二十八分御出門、第六十回全国豊かな海づくり大会に御臨席のため、学習院大学（豊島区）へ行幸啓、午後零時四十二分還幸啓になった。

官庁報告

法　務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人島内乗統は願により公証人を免ぜられた。

長谷川誠は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人島内乗統の後任を命ぜられた。（以上九月十二日）（法務省）

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、東北区域の労働者を代表する地方調整委員である野中昭夫氏が死去したため、また四国区域の労働者を代表する地方調整委員である山本源次氏の任期が平成25年12月20日をもって、関東区域の使用者を代表する地方調整委員である稲垣哲雄氏の任期が同月24日にそれぞれ満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、資格のある労働組合又は使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人をいう。１⑵において同じ。）は、下記により、それぞれ労働者を代表する地方調整委員又は使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成25年９月27日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦者資格

⑴　労働者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は２以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第２条及び第５条第２項の規定に適合するものであること。

⑵　使用者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有する者は、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体又は特定独立行政法人であること。

２　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

３　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式１又は２による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

なお、労働組合にあっては、当該労働組合が労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。

４　推薦書類の提出期限　平成25年10月28日

５　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館）

別記様式１

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

労働組合名（代表者名）　　印

中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の労働者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

別記様式２

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体名又は特定独立行政法人名

（代表者名）　　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

関東区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考